

建築基準法第52条第14項許可取扱要綱実施基準の一部を改正する基準

建築基準法第52条第14項許可取扱要綱実施基準の一部を改正する基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">建築基準法第 52 条第 14 項許可取扱要綱実施基準</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 15 年 8 月 1 日 最近改正 <u>令和 8 年 4 月 1 日</u></p> <p>[第 1 略]</p> <p>第 2 中水道施設等の設置に関する許可 [略]</p> <p>[1. 略]</p> <p>2. 敷地条件 [略]</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 道路 建築物の敷地は、幅員が次の表に掲げる数値以上である道路（当該道路は、その幅員以上の幅員を有する道路まで<u>通り抜けているもの又は幹線道路網を構成しているものであること。</u>以下「規定道路」という。）に接しているものであること。 また、敷地が規定道路に接する部分の長さの和は、原則として敷地の外周の長さの 6 分の 1 以上であること。 [略]</p> <p>[3. ・ 4. 略]</p> <p>[第 3～第 7 略]</p> <p>第 8 維持管理及び管理報告等 1. 維持管理及び管理報告 [(1) 略]</p>	<p style="text-align: center;">建築基準法第 52 条第 14 項許可取扱要綱実施基準</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 15 年 8 月 1 日 最近改正 <u>令和 7 年 6 月 1 日</u></p> <p>[第 1 同左]</p> <p>第 2 [同左] [同左]</p> <p>[1. 同左]</p> <p>2. [同左] [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) [同左] 建築物の敷地は、幅員が次の表に掲げる数値以上である道路（当該道路は、その幅員以上の幅員を有する道路まで<u>通り抜けていること。</u>以下「規定道路」という。）に接しているものであること。 また、敷地が規定道路に接する部分の長さの和は、原則として敷地の外周の長さの 6 分の 1 以上であること。 [同左]</p> <p>[3. ・ 4. 同左]</p> <p>[第 3～第 7 同左]</p> <p>第 8 [同左] 1. [同左] [(1) 同左]</p>

(2) 建築物等の変更及び転用

許可後は、原則として建築物等の変更を行ってはならない。

ただし、変更後の計画が原則として変更時における本許可取扱要綱実施基準等に適合し、かつ、次に掲げるいずれかに該当する場合であって、市長がこれを承認する変更についてはこの限りではない。

[①・② 略]

[略]

(3) 維持管理者の選任

建築主又は所有者は、建築物等の日常の維持管理について維持管理者を選任し、別に定める「建築基準法第 52 条第 14 項許可手続き要領」（以下、「手続き要領」という。）に従い、維持管理者の氏名を維持管理者の維持管理に関する誓約書とともに市長に届け出なければならない。また、維持管理者を変更する場合についても市長に届け出ること。

(4) 維持管理報告

市長が必要と認める場合は、所有者又は維持管理者に対して、建築物等の日常の維持管理について報告を求めることができる。

(5) 許可通知書等の保管

建築主又は所有者は、許可通知書、建築物等の計画内容を示す許可申請書（副本）及び手続き要領に定める建築基準法第 52 条第 14 項許可施工承認通知書を常時保管すること。

また、市長の承認を受けて（2）に定める変更を行った場合には、手続き要領に定める建築基準法第 52 条第 14 項許可変更承認通知書を、許可申請書（副本）及び建築基準法第 52 条第 14 項許可施工承認通知書とともに常時保管すること。

[2. 略]

3. 責任義務の継承

建築主又は所有者は、当該建築物を第三者に転売、譲渡又は賃貸等する場合には、その責任において当該第三者に第 8 に定める義務等を継承すること。

(2) [同左]

許可後は、原則として建築物等の変更を行ってはならない。

ただし、変更後の計画が変更時における本許可取扱要綱実施基準等に適合し、かつ、次に掲げるいずれかに該当する場合であって、市長がこれを承認する変更についてはこの限りではない。

[①・② 同左]

[同左]

(3) [同左]

建築主等は、建築物等の日常の維持管理について維持管理者を選任し、別に定める「建築基準法第 52 条第 14 項許可手続き要領」（以下、「手続き要領」という。）に従い、維持管理者の氏名を維持管理者の維持管理に関する誓約書とともに市長に届け出なければならない。また、維持管理者を変更する場合についても市長に届け出ること。

(4) [同左]

市長が必要と認める場合は、建築主等に対して、建築物等の日常の維持管理について報告を求めることができる。

(5) [同左]

建築主等は、許可通知書、建築物等の計画内容を示す許可申請書（副本）及び手続き要領に定める建築基準法第 52 条第 14 項許可施工承認通知書を常時保管すること。

また、市長の承認を受けて（2）に定める変更を行った場合には、手続き要領に定める建築基準法第 52 条第 14 項許可変更承認通知書を、許可申請書（副本）及び建築基準法第 52 条第 14 項許可施工承認通知書とともに常時保管すること。

[2. 同左]

3. [同左]

建築主等は、当該建築物を第三者に転売、譲渡又は賃貸等する場合には、その責任において当該第三者に第 8 に定める義務等を継承すること。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。